

安芸市清浄苑運転管理業務一般仕様書

第1章 総則

(目的)

第1条 この仕様書は、安芸市（以下「甲」という。）が設置した安芸市清浄苑（以下「清浄苑」という。）の円滑な運転と適正な維持管理を図るための運転管理業務委託に関して、必要な事項を定めるものとする。

(委託業務の範囲)

第2条 甲が委託する業務の範囲は、特記仕様書に明記する各業務とする。

(業務の遂行)

第3条 委託業務の受託者（以下「乙」という。）は、清浄苑の機能を十分に発揮するよう、この仕様書に基づくほか、契約書、特記仕様書及び施設の取扱説明書に基づき、効率的、経済的、かつ安全に業務を遂行しなければならない。

(法令の遵守)

第4条 乙は、業務の遂行にあたっては、労働関係法令、公害防止関係法令、指針及び基準を遵守しなければならない。

(有資格者の確保)

第5条 前条において、法令上、作業に直接必要とする有資格者は、乙で確保しなければならない。

(従業員の届出等)

第6条 乙は、業務に着手する前に、業務に従事する従業員の氏名及び職務分担等の必要書類を作成し、甲に届出しなければならない。この場合に、従業員の資格免許の写しを添えるものとする。又、変更があるときは、速やかに甲に書面で報告しなければならない。

2 甲は、乙の従業員で、委託業務の遂行上、不適格であると明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができる。

(業務総括責任者の選任)

第7条 乙は、常時、前条に基づき届け出た従業員の中から、業務総括責任者を選任し、甲に届け出なければならない。又、業務総括責任者に変更があるときは、速やかに書面で甲に報告しなければならない。

(従業員の能力基準)

第8条 前2条により届け出る従業員は、職種別に次に掲げる資格を有する者とする。

(1) 業務総括責任者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の技術管理者と認められる者で、総括の任に当たる能力のある者

(2) 機械技術者

高度な技術能力を有し、機器の異常等を発見し、早期に部品取替えや補修業務を実施する能力がある者

(3) 水質管理技術者

清浄苑全般の水質分析及び水質管理ができる者

(4) 運転員

各種機器、各種運転データの記録、軽微な修理及び保守作業に従事できる者

(業務総括責任者の業務)

第9条 業務総括責任者は、契約書、仕様書その他関係書類に基づき、業務の目的及び内容を十分理解して職務を遂行するとともに、従業員の指揮監督、教育研修並びに事故防止に努めなければならない。

2 日常の業務遂行にあたっては、甲との連絡及び協議を十分行わなければならない。

(緊急時の体制)

第10条 乙は、地震、台風、災害等で、清浄苑の運営に重大な支障が生じた場合に備え、従業員の非常招集ができる体制を確立し、市に届け出なければならない。

(安全確保)

第11条 乙は、労働安全衛生法、同施行令、同規則、その他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めなければならない。

2 乙は、事故防止を図るために、運転管理業務計画の中で安全対策を明確にしておかなければならない。

3 乙は、業務遂行にあたり、電気、薬品類、毒性ガス、可燃性ガス等に対し、必要な安全対策を行うとともに、適切な作業方法の選択及び作業員の配置割当を行い、危険防止に努めなければならない。

4 乙は、補修工事と業務が隣接、又は、交差する場合は、常に相互協力して安全管理に支障がないように措置しなければならない。

5 乙は、業務遂行上、安全管理に支障が生じた場合には直ちに必要な措置を講じ、かつ、速やかに甲に連絡するとともに、その指示に従わなければならない。

6 乙から要請があった場合には、甲は調査の上、乙と協議し必要な安全措置を講じるものとする。

(休息时间)

第12条 労働基準法に基づく休息時間は、業務に支障をきたさないよう交替で所定の場所でとるものとする。

(受託者の義務)

第13条 乙は、放流水水質及び公害関係規制値を遵守し、常に適正な運転を行わなければならない。放流水水質及び公害関係規制値は別表1のとおりとする。

(受託者の創意工夫)

第14条 乙は、業務の遂行にあたり、常に創意工夫を心がけ、経費及び作業の効率化を図らなければならない。

(提出書類)

第15条 乙は、業務の着手及び完了にあたり、次に掲げる書類を甲に提出しなければならない。

- (1) 着手及び完了届
- (2) 従業員配置計画書
- (3) 総括責任者選任届
- (4) 組織表(現場管理、安全管理、緊急連絡体制)
- (5) 従業員名簿(住所、氏名、生年月日、経歴、保有資格)
- (6) 施設等使用願
- (7) その他市が必要とする書類

第2章 業務要領

(業務体制)

第16条 乙が執る業務体制は、運転操作、記録及び監視を常時行う監視業務体制と点検整備業務体制とする。

(運転管理業務計画)

第17条 乙は、業務事項を明らかにするために、次に掲げる書類及び帳簿を整理保管し、常時必要な記録管理を行わなければならない。

(1) 契約に関するもの

- ア 契約書の写し
- イ 仕様書の写し

(2) 業務実施状況に関するもの

- ア 作業計画書
- イ 業務日報、月報、年報
- ウ 運転記録日報
- エ 保守点検日報
- オ 故障等報告書
- カ 修理報告書
- キ 危険作業報告書
- ク 水質分析記録
- ケ 薬品使用記録
- コ 堆肥管理記録
- サ 支給品管理報告書
- シ その他必要な書類及び帳簿

2 乙は、前項の規定に基づき、毎月末日までに翌月の運転操作及び作業計画書を作成し、甲に届けなければならない。

(各種機器の運転操作)

第18条 乙は、前条の業務計画に沿って、各種機器の機能及び使命を十分理解し、運転操作を適正に行わなければならない。

2 異常発生等により、管理上必要な措置を講ずるために、全面的に各種機器の運転を停止するときは、甲の承認を得るものとする。

3 緊急事態が発生し、機器の運転を停止したときは、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

(保守点検)

第19条 乙は、事故等を未然に防止するとともに、各種機器の耐用年数を延ばすため、次の事項について、日常及び定期に点検整備を行わなければならない。ただし、点検の項目、時期及び方法については別途協議する。

(1) 日常点検は、機器保全を主目的とし、外観の目視による観察を重視し、異常を発見した場合はその都度市に報告し、甲の指示に従い措置しなければならない。

(2) 定期点検は、甲と協議して点検計画を定め、その点検結果は写真、測定記録を添付して甲に報告しなければならない。ただし、特殊な精密検査は除くものとする。

(3) 各種機器が常に正常に作動するよう、調整、給油、消耗品の交換・補充、清掃等に努めなければ

ばならない。

(業務報告)

第20条 乙は、甲が指示する事項について、遅滞なく報告しなければならない。修理又は交換が必要なものについては、修理内容、時期、その他必要な事項を甲と協議して、適正な措置を講じなければならない。

2 前項の内容は、業務日誌、月間作業実績、点検整備実績、修理実績、支給品使用状況、故障、事故、その他とする。

(火災防止)

第21条 乙は、施設の火災を未然に防止するため、各箇所ごとに火元責任者を定め、火気の適正な取り扱い及び後始末を徹底させ、火災を未然に防止しなければならない。

(盗難の防止等)

第22条 乙は、現場における薬品類、設備機器、工具、備品等の盗難防止に努め、業務場所への関係者以外の侵入防止については、十分監視に努めなければならない。

第3章 その他

(作業員控室等の使用)

第23条 乙は、その業務遂行に必要な作業員控室、更衣室、便所、浴室等の施設及び業務遂行に必要な備品のうち、甲が必要と認めるものについては、契約期間中は無償で使用できるものとする。

2 駐車場の使用については、別途協議するものとする。

3 作業員控室等の使用に伴う光熱費等の経費は甲の負担とする。ただし、乙は経費の節約に努めなければならない。

4 乙は、受託期間が満了し、又は契約の解除等が行われた場合は、遅滞なく貸与施設、備品等を原状に復して返還しなければならない。

(入浴設備の利用)

第24条 従業員は、勤務終了後浴室を使用することができる。ただし、点検整備作業等により汚物が付着するなど身体が汚れたときは、この限りでない。

(清掃作業)

第25条 乙は、管理区域の日常清掃作業を行うものとする。作業は、効率的かつ迅速に行うこと。清掃の方法、箇所及び頻度については、特記仕様書のとおりとする。

(什器、備品等)

第26条 乙が専ら使用する什器、備品及び事務機器については、乙が備えるものとする。

(安全対策器具)

第27条 業務遂行に必要な安全対策器具のうち、施設に備え付けてある備品等で、甲が貸与する物以外の物は、乙が備えるものとする。

(工具類及び測定器具類)

第28条 点検整備に用いる工具類及び測定機器類は、原則として乙が備えるものとする。ただし、特殊な工具類、測定器具類で、施設に備え付けてある備品等は甲が貸与する。

(日常消耗品類)

第29条 業務遂行に必要な次に掲げる消耗品は、乙が備えるものとする。

- (1) 環境整備用品（清掃用具、ウエス、洗浄油等）
- (2) 衛生用品（石鹼、消毒剤、救急用薬品等）
- (3) 事務用品（ノート、筆記具類等）

(4) その他日常品等

(完成図書、工具等の貸与)

第30条 業務遂行に必要な完成図書及び特殊工具、測定器具、予備品、消耗品、その他の甲からの貸与品については、台帳を作成するとともにその保管状況を常に把握し、毀損、紛失等があった場合は、乙が弁償するものとする。

(従業員の規律等)

第31条 乙は、業務を遂行するにあたり、次の事項について、従業員には十分な指導監督を行い、職場秩序の保持に努めなければならない。

- (1) 安全衛生に関すること。
- (2) 機密漏洩防止に関すること。
- (3) 服装、規律に関すること。
- (4) 業務の公共性、重要性に関すること。

(整理整頓)

第32条 乙は、業務場所を清掃し、不用品等を整理整頓するとともに、常に清潔に努めるものとする。

(その他)

第33条 この仕様書に記載のない事項、又は、記載事項に疑義が生じたときは、安芸市契約事務規則によるほか、甲の定める規定によるものとする。

2 前項の場合において、疑義が解決しないときは、甲と受託者が協議のうえ定めるものとする。

別表Ⅰ 放流水水質及び公害関係規制値

Ⅰ 放流水水質

p H	5.8～8.6
B O D	10mg/ℓ以下 (日間平均値)
C O D	10mg/ℓ以下 (日間平均値)
S S	5mg/ℓ以下 (日間平均値)
T-N	10mg/ℓ以下 (日間平均値)
T-P	1mg/ℓ以下 (日間平均値)
色度	30 度以下
大腸菌群数	300 個/mℓ以下 (日間平均値)

2 騒音基準値 (敷地境界)

昼間	午前 8 時～午後 7 時	55 d B 以下
朝・夕	午前 6 時～午前 8 時 午後 7 時～午後 10 時	50 d B 以下
夜間	午後 10 時～午前 6 時	45 d B 以下

3 振動基準値 (敷地境界)

昼間	午前 8 時～午後 7 時	60 d B 以下
夜間	午後 7 時～午前 8 時	55 d B 以下

4 悪臭基準値 (敷地境界)

悪臭物質名	規制基準	悪臭物質名	規制基準
アンモニア	1 以下	イソバレルアルデヒド	0.003 以下
メチルメルカプタン	0.002 以下	イソブタノール	0.9 以下
硫化水素	0.02 以下	酢酸エチル	3 以下
硫化メチル	0.01 以下	メチルイソブチルケトン	1 以下
二硫化メチル	0.005 以下	トルエン	10 以下
トリメチルアミン	0.009 以下	スチレン	0.4 以下
アセトアルデヒド	0.05 以下	キシレン	1 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 以下	プロピオン酸	0.3 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下	ノルマル酪酸	0.001 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 以下	ノルマル吉草酸	0.0009 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 以下	イソ吉草酸	0.001 以下

5 ばい煙基準値

硫黄酸化物	K 値 17.5
ばいじん	0.5 g / N m 3 以下
塩化水素	700 m g / N m 3 以下
窒素酸化物	230 p p m 以下
ダイオキシン類	5 n g - T E Q / N m 3 以下